

○江田島市公金管理協議会設置要綱

平成17年5月12日

訓令第11号

改正 平成19年4月1日訓令第6号

(設置)

第1条 公金の最も確実かつ有利な保管を実施するため、江田島市公金管理協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(協議事項)

第2条 協議会は、次に掲げる事項を協議する。

- (1) 江田島市資金管理及び運用基準並びに市債券運用指針に関すること。
- (2) 公金の確実かつ有利な保管の実施に関すること。
- (3) 公金を預金する指定金融機関をはじめとする金融機関に関すること。
- (4) その他公金に関すること。

(組織)

第3条 協議会は、会計管理者、総務部長、企業局長、会計課長、財政課長、出納課長、交通課長及び国民宿舎支配人をもって組織する。

(会長及び副会長)

第4条 協議会に会長及び副会長を置く。

- 2 会長は会計管理者を、副会長は総務部長と企業局長をもって充てる。
- 3 会長は、会務を総括する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は欠けたときはその職務を代理する。

(会議)

第5条 協議会の会議は、会長が必要の都度招集し、会議の議長となる。

- 2 会議には、必要があると認めるときは、構成員以外の職員を参考人（専門員）として出席させることができる。
- 3 会議には、必要があると認めるときは、金融専門家等の出席を要請し、意見を求めることができる。

(庶務)

第6条 協議会の庶務は、会計課において行う。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

附 則

この訓令は、平成17年5月12日から施行する。

附 則（平成19年4月1日訓令第6号）

この訓令は、平成19年4月1日から施行する。